

舞鶴市水産業経営基盤強化事業費補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 市長は、生産資材や燃料等の価格が高騰し続けていることに加え、近年の高水温等気候変動の影響による水産物の品質低下等の被害が発生する中、水産物の品質を保つための機器の導入等に取り組む水産業者を対象に、水産業経営の基盤強化を目的とし、補助金等の交付に関する規則（昭和50年10月20日舞鶴市規則第25号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(対象事業の内容等)

第2条 本事業の対象となる事業等は、次のとおりとする。ただし、市税を滞納しているもの（徴収の猶予を受けているものを除く。）を除く。

- (1) 農林水産業経営基盤強化事業 高温対策等水産業経営基盤強化事業実施要領（令和7年6月2日付け7水第282号）に基づき、京都府知事から補助対象事業として交付決定を受けた事業者の事業及び対象経費

(補助率及び補助上限額等)

第3条 補助率及び補助上限額は別表のとおりとし、補助金額は府実施要領各別表に規定する補助対象経費にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(事業の実施等)

第4条 規則第4条に規定する申請書は、様式第1号よるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 府実施要領に基づく府補助金の交付申請書類の写し
 - (2) 府実施要領に基づく府補助金の交付決定を証するものの写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請をする者は、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の額を補助対象経費の総額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合においては、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 3 市長は、申請内容が本事業の趣旨に照らして適当と認めるときは、当該申請者に対して様式第2号により補助金の交付決定を行うものとする。
- 4 前項に規定する補助金の交付の決定を行うに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額するものとし、補助金の額の確定についても同様に減額を行い、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

- 5 規則第8条に規定する変更は、次に掲げる内容の変更に係るものとし、様式第3号により、当該変更により市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 補助金額の増又は減
 - (2) 事業費の増又は減
 - (3) 事業内容の追加又は変更
 - (4) その他市長が必要と認める変更
- 6 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、速やかにその内容等を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を様式第4号により当該申請者に通知するものとする。
- 7 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5号を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第5条 事業実施主体は、事業が完了したときは、速やかに規則第12条の規定により、補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 府実施要領に基づく府補助金の実績報告書類又は府補助金額の確定を証するものの写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 第4条第2項の規定により交付の申請をした事業実施主体は、実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第6条 規則第13条第1項の規定による通知は、様式第7号により行うものとする。

(財産の管理及び処分)

- 第7条 事業実施主体は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し取得価格が50万円以上の財産について、取得財産管理台帳(様式第8号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間)内において、市長の承認を受けずに、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

- 第8条 事業実施主体は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額確定報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体から、前項の報告があった場合には、市長は当該補助金に係る消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、市

長が別に定めるものとする。

附 則

この交付要領は、令和7年6月2日から施行し、令和7年度以降の取組について適用する。

附 則（令和8年6月1日）

この交付要領は、令和8年6月1日から施行する。